

○國學院大學出版助成に関する規程

平成16年7月5日

改正 平成19年5月7日

平成23年3月1日

平成25年4月16日

(目的)

第1条 この規程は、本学の学術の振興を図る目的で、専任教職員が学術研究の成果を公開するために刊行する学術論文及び学術研究の成果をもとに刊行する教育図書等の出版に際して、それが学界に裨益することが顕著であると認められたものに対して助成を行う。

(助成金の交付申請者)

第2条 國學院大學出版助成金（以下「助成金」という。）の交付の申請をすることができる者は、本学の専任教職員とする。ただし、次条第1項（乙）及び（丙）に係る申請は、本学の専任教職員が共同でこれを行うことができるものとする。

2 前項ただし書に規定する共同による申請は、執筆者の2分の1以上が本学専任の教職員でなければならないものとし、かつ、共著又は編著のいずれに該当するかにかかわらず、申請者全員の共同による研究の成果を出版するものでなければならないものとする。

3 申請手続きについては、別に定める。

(助成対象の刊行物)

第3条 助成の対象となるものは、次のとおりとする。

(甲) 学位論文（博士号）若しくは学位請求論文

(乙) 学術専門図書

(丙) 学術研究成果に基づく教育図書

2 前項の刊行に当たっては、過去に出版されていないものとする。

3 第1項（丙）に該当するか否かについては、別に定める。

(助成額)

第4条 助成額は、別に定める。

(申請内容の審議)

第5条 学長は、別に設置する國學院大學特別研究助成に関する委員会（以下「委員会」という。）に申請内容の審議について諮問し、委員会は、審議結果を学長に答申するものとする。

(完成原稿の評価等)

第5条の2 委員会は、第3条第1項(乙)の申請があった場合に、当該申請者が所属する学部等の長の推薦に基づき、本学専任教員から2名以上の評価委員を委嘱しなければならない。

2 前項に規定する評価委員は、申請書に添付された完成原稿等について評価を行い、評価報告書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、前項の評価報告書に基づいて審議し、審議結果を学長に答申する。

(交付の決定及び通知)

第6条 学長は、委員会の答申に基づき、第3条第1項(甲)又は(乙)の助成金についてその交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 学長は、前項の交付決定通知に際しては、交付の内容及び条件についても通知するものとする。

(内示の決定及び通知)

第7条 学長は、委員会の答申に基づき、第3条第1項(丙)の助成金について、別に定める期日までに完成原稿の提出を認めるか否かの決定(以下、「内示決定」という。)をし、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(完成原稿等の評価等)

第7条の2 委員会は、前条の内示決定に係る学長の通知がなされた場合に、教育開発推進機構長の推薦に基づき、本学専任教員から2名以上の評価委員を委嘱しなければならない。

2 評価委員は、前条の内示決定の通知を受けた者が、別に定める期日までに完成原稿等を委員会に提出したときは、その原稿等について評価を行い、評価報告書を委員会に提出するものとする。

3 委員会は、前項の評価報告書に基づいて審議し、審議結果を学長に答申する。

(交付の決定及び通知)

第7条の3 学長は、委員会の答申に基づき、第3条第1項(丙)の助成金について、その交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 学長は、前項の交付決定通知に際しては、交付の内容及び条件についても通知するものとする。

(事業の公開)

第8条 学長は、当該年度の事業の成果を公開することができる。

(著作権の帰属)

第9条 本助成金による助成を受けて作成した第3条第1項(甲)及び(乙)に係る著作物

に関する著作権は、著作者に帰属する。

- 2 本助成金による助成を受けて作成した第3条第1項(丙)に係る著作物は、著作者を國學院大學とし、その著作権は國學院大學に帰属する。この場合において、國學院大學は執筆者に対し、その寄与率に応じた当該出版物の定価に100分の10を乗じた金額の初版発行部数に相当する原稿料を支払うものとする。ただし、その原稿料は、1,000部に相当する額を超えることはできない。

(著作権法の適用)

第10条 前条のほか、著作物に係る著作権及び著作者の権利に関する事項については、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定による。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て学長が決定する。

(事務担当)

第12条 この規程による助成に関する事務は、研究開発推進機構事務課が担当する。

(施行細則)

第13条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。